

令和6年度精神科病院における業務従事者による 障害者虐待の状況について

1 要旨・目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第40条の7及び同法施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第22条の2の2の規定に基づき、県内における令和6年度の障害者虐待の状況を報告する。

2 現状・背景

精神科病院に入院している精神障害者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められていることから、精神保健福祉法の改正により通報制度等の虐待防止措置が規定され、令和6年4月1日に施行された。

県では、精神科病院における業務従事者による障害者虐待通報に対応する専用窓口を設置している。

3 概要

（1）通報者

- ア 精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者
- イ 精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者

（2）期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（3）結果

ア. 業務従事者による障害者虐待の状況	(ア) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数		(15件)	
	(イ) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数			(75件)
	(ウ) 虐待の事実を認定した件数			(3件)
	(エ) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数	男性	(2人)	
		女性	(5人)	
イ. 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置	(オ) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数（重複あり）	身体的虐待 (4件)、心理的虐待 (1件) 性的虐待 (5件)、放棄、放置 (1件)		
	(ア) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数			(3件)
	(イ) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数			(3件)
	(ウ) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数			(3件)
	(エ) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数			(3件)
ウ. 虐待を行った業務従事者の職種	(オ) 改善計画の提出を求めた件数			(3件)
	(ア) 准看護師			(1人)
(イ) 看護助手			(2人)	

※ア (ア)～(ウ) 1箇所の精神科病院で発生した虐待事案で、被虐待者が複数いる場合でも、虐待案件としては1件とカウント。

また、同一事例について、複数回報告があった場合は、1件としてカウント。

（4）今後の対応

- ア 虐待通報窓口について精神科病院内での周知を図り、虐待の早期発見及び発見時の速やかな通報の確保を図る。
- イ ポスター等により、法の趣旨や虐待について普及啓発を行い、虐待の防止及び通報義務の定着を促進する。
- ウ 精神科病院における業務従事者による精神障害者に対する虐待防止に関する意識向上、研修の実施、普及啓発など虐待を防止するために必要な措置について周知を図る。
- エ 精神保健福祉法第38条の6に基づく実地指導により、精神科病院入院者の人権擁護に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。